

# 生徒指導規程

2026年度（令和8年）

福山市立加茂小学校

## 第1章 『総則』

### 第1条【目的】

この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に楽しく仲良く安全に学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 『学校生活に関すること』

### 第1条【登下校】年間を通じて、登下校の時間を守る。

- 1 登下校は、原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。（赤白帽子着用）
- 2 交通規則を守り、道路の右側を1列、または、2列で歩く。
- 3 通学班長・副班長は、腕章をつける。
- 4 集団登下校の時、班長は列の先頭、副班長は列の最後尾を歩き、安全に登校をする。
- 5 登校は、午前7時50分から8時10分くらいをめどに着くようにする。
- 6 下校は、通学路を通り、寄り道などをせず、二人以上で早く帰る。
- 7 登下校は、ランドセルを使用する。（リュック型も可）

### 第2条【服装】校内外の学習活動及び登下校の際には、学校の定める規定服を正しく着用する。

#### 1 全児童共通

- (1) 夏服…白の半袖ブラウス、カッターシャツまたはポロシャツ、紺の半ズボン、つりスカート
- (2) 冬服…ブレザー、白の長袖ブラウス、カッターシャツまたはポロシャツ、紺のズボン、つりスカート

※寒いときには、体調に応じて、厚手の上着、セーター、ベスト、長ズボン、タイツ、マフラーやネックウォーマー、手袋などの防寒着を着用してもよい。また、防寒具の着用は登下校時のみとする。

※活動内容や場に合わせて、安全面や身だしなみを考え、着脱する。

- (3) 体操服…半袖トレーニングシャツ（白）、長袖トレーニングシャツ（白）、ハーフパンツ（青）

※安全に運動ができるサイズ（袖が長すぎない、裾がハーフパンツに入るなど）にする。

- (4) 靴…はきやすく、走りやすい運動靴（雨天時は長靴可。）
- (5) 靴下…白・黒・紺色の無地またはワンポイントまで可（くるぶしが隠れるものが望ましい。）
- (6) その他

※儀式（入学式や卒業式など）の時は、制服を着用する。

※登下校は、規定服・赤白帽子を着用する。

※校内では、胸にネームをつける。 ※新1年生は、色別ネームを使用。

※靴下、肌着、防寒着などの色は、白・黒・紺を基調とするなど、派手にならないようにする。（厚手の上着の色は問わない。）

※夏服への移行期間目安は5月から。冬服への移行期間10月からとする。

（天候により変更有。）

### 第3条【頭髪】

- 1 学習活動や運動などの妨げとならないよう、長い髪は束ねたり、前髪が目にかかる場合はピンでとめたりする。（使用するゴムや髪留めは、華美でないものにする。）
- 2 染色・脱色などはしない。

## 第4条【持ち物】

- 1 次のような学習に必要なものは持ち込みを禁止とする。
  - (1)携帯電話、携帯ゲーム機等
  - (2)不必要なお金
  - (3)指示されていない時のカッターなどの刃物類
  - (4)お菓子、貴金属や不要なキーホルダー、カード類、装身具など  
※キーホルダー等は、ネーム・筆箱・ランドセルにも付けない。
- 2 持ち物には、よく分かるように名前を書く。(消えかかったら書き直す。)
- 3 文房具は学習にふさわしいものとする。
  - (1)シャープペンシル、ロケット鉛筆などは使わない。
  - (2)マーカーやボールペンなど本数は精選する。

## 第3章 『校外生活に関すること』

### 第1条【外出】

- 1 外出する時は、必ず、「行き先」と「帰る時間」を言って出かける。
- 2 家には、決められた時刻までに帰り着く。  
※4月～9月は午後6時まで、10月～3月は午後5時までに家に帰る。
- 3 校区外へは子どもだけでは行かず、保護者の監督の下で出かける。
- 4 飲食店、ゲームセンター等へは、子どもだけでは行かず、保護者の監督の下で行く。
- 5 コンビニエンスストア、スーパーマーケット等へは、保護者の了解を得ずに子どもだけでは行かない。また、用がないときは、入らない。
- 6 自転車に乗る時は、必ずヘルメットを着用する。

### 第2条【遊び】

- 1 安全な生活を送るため、火遊び、道路での遊び(スケートボード等)、エアガン等の危ない遊びをしない。また、池、川、工事現場等の危険な場所には近づかない。
- 2 お金や物品の貸し借りやもらったりあげたり、交換したりはしない。
- 3 店の前や道路での立ち食いはいししない。
- 4 インターネットやゲーム(オンラインゲームを含む)、SNSの使い方など家庭で約束を決める。

## 第4章 『指導に関すること』

### 第1条【指導】

- 1 安全で落ち着いた学習・生活環境をつくるために、学校の規則及び社会のマナーに準じて指導する。
  - (1)服装・頭髪等の違反などについては、直ちに適正な状態となるよう指導する。
  - (2)不要物を所持している場合は、学校で預かり、保護者と連携し返却する。
- 2 問題行動に対しては、児童の反省を促し、自己を振り返り、繰り返すことがないように指導する。
- 3 度重なる指導にも関わらず改善の方向が見えない場合や著しい違反の場合については、保護者と連携の上で、特別な指導を行う。

### 第2条【問題行動への特別な指導】

- 1 次の問題行動を起こした児童に対しては、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う
  - (1)法令・法規に違反する行為
    - ①窃盗・万引き
    - ②威圧・強要行為
    - ③建造物・器物破損
    - ④飲酒・喫煙
    - ⑤その他法令・法規に違反する行為
  - (1)本校の「きまり」などに違反する行為
    - ①いじめ・暴力
    - ②家出・深夜外出
    - ③指導に従わないなどの指導無視及び暴言など
    - ④その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

### 第3条【特別な指導の内容】

- 1 特別な指導では、発達段階に応じた反省指導を行う。
- 2 特別な指導は、複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導にあたる。
- 3 指導期間は、問題行動の程度や繰り返しなどを考慮し、保護者と連携しつつ決定する。

付則 この規定は2025年(令和7年)4月1日から施行する  
2025年(令和7年)6月2日に一部改定する。